

## 第5次エネルギー基本計画（案）に基づく原発推進政策の撤回を求める

1 経済産業省の審議会は、2030年度の電源構成を原子力20～22%、再生可能エネルギー22～24%などと定めた政府目標の実現に全力を挙げると明記した「第5次エネルギー基本計画」案（以下「基本計画案」）を了承した。安倍政権下で2回目のエネルギー基本計画案は、第4次エネルギー基本計画のときと同様、原発を「重要なベースロード電源」とし、2050年に向けて、原発を「脱炭素化の選択肢」と位置付け、30年以上先も原発に固執する内容となっている。

しかし、この基本計画案は、凄惨な福島第一原発事故の現実を顧みることなく、再び原発依存社会へ回帰し、原発推進政策を本格化させるばかりか、再生可能エネルギーに急速に転換している世界の流れに逆行するものである。

この間、司法においては、福島第一原発事故の国の責任が明確にされている。この司法の判断を政府は謙虚に受け止めるべきである。

そうであれば、これ以上将来世代に禍根を残さないよう、責任をもって事故の収束を最優先に図り、原発稼働ゼロの社会を目指すことを決断すべきである。

自由法曹団は、原発推進政策を掲げる第5次エネルギー基本計画案に反対をする。

### 2 最悪の不安定電源

基本計画案は、原発は「優れた安定供給性と効率性」を有しているとし、「重要なベースロード電源」と位置付ける。

しかし、原発は、ひとたび事故が起きれば、早期復旧の目途が立たないうえに、一気に大電力を失い、巨額の費用がかかることになるという「最悪の不安定電源」である。ベースロード電源として「優れた安定供給性」があると評価することは決してできない。

しかも、現在約2%の原発比率（5原発8基が稼働）を20%以上に引き上げるためには全ての原発を稼働させることが必要で、40年超の老朽原発もすべて再稼働させなければならない。そうすればいっそう事故の危険が高まる。

福島第一原発事故後1基も稼働していない時期であっても、電源供給

が困難になったという事態は生じていないのであり、電源構成に占める原発比率はゼロとするべきである。

### 3 規制基準は安全基準ではない

基本計画案は、原発の再稼働について、「原子力規制委員会の専門的な判断により、世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には進める」とする。

しかし、福島第一原発事故の原因はまだわかっていない。東京電力や政府は津波説をとるが、国会の事故調査委員会は「地震動による損傷がなかったとはいえない」とする報告書をまとめている。事故原因が確定せず、過酷事故に至った過程もわかっていない以上、規制基準を満たした原発でも事故は起きうる。規制基準は稼働をするためのものにすぎず、原発の安全性を担保する基準ではありえない。

ちなみに、同基準を満たしても重大事故時のベントによる敷地境界での全身被ばく線量は数百ミリシーベルトになり、その危険性は明らかである。

事故の起こらない原発はあり得ないという福島第一原発事故の最大の教訓を無視して、「世界で最も厳しい水準の規制基準」（しかも、同基準には汚染水・地下水対策は含まれていない。）などと称して、新たな「安全神話」を作り出すものである。

### 4 核燃料サイクル実用性の目途なし

基本計画案は、核燃料サイクル政策の推進を掲げる。

しかし、未だ六ヶ所村の再処理工場は試験運転中であり、トラブル続きの「もんじゅ」はついに廃炉が決定された。核燃料サイクルは事実上破綻している。それにもかかわらず、核燃料サイクルを継続すれば、その負担は税金や電気料金として国民に跳ね返る。このような核燃料サイクルから撤退し、原発に依存しない政策を策定すべきである。核燃料サイクルに固執して原発再稼働を進めることは到底許容できない。

### 5 使用済み核燃料の最終処分方法の展望なし

基本計画案は、最終処分場について「国が前面に立ち、適正な地域を示す」とする。

しかし、具体的な方策は全く目途が立っておらず、国内の原発に貯蔵されている 1 万 4370 トンの使用済み核燃料の最終処分方法の展望はない。このような状況で原発の再稼働を進めることは、問題を将来に先送りにするだけの極めて無責任な政策である。

## 6 実効的な避難計画・避難実施は不可能

原子力災害対策指針は、原発から 5km 圏は放射性物質の拡散前に避難、30km 圏は屋内退避、周辺で毎時 500 マイクロシーベルトの放射線量が測定されれば避難をするように定めた。これに沿って関係自治体では地域防災計画や広域避難計画作りを進めている。

しかし、原発の出力、地形、風の向きや強さなどにより、被害の拡散は予測不可能である。そもそも形式的に計画を作っても実際の避難の実効性は極めて乏しい。実効性のない避難計画を作ることを前提としなければならない政策など本末転倒で無意味というほかない。

## 7 未だ事故収束の目途が立たない状況で再稼働をさせることは危険性を増幅させるだけである

福島第一原発事故以来、誰もが原子力のリスクを改めて認識し、国民の間には原発に対する不安感や、原子力政策を推進してきた政府・事業者に対する不信感・反発がこれまでになく高まっている。また、この事故の結果、現在も多くの人々が避難を余儀なくされ、当該事故をめぐるトラブルは今なお多くの国民や国際社会に不安を与えている。しかも、未だ事故収束の目途が立っておらず、汚染水問題も事態はますます深刻になる一方であり、到底「管理下」にあるといえるものではない。日本国内の原発は、活断層上ないしその付近に設置されたものや老朽化の著しいものなど、危険極まりないものばかりであり、原発の再稼働は事故の危険性を増幅させる以外のなにものでもない。

基本計画案は、原発に依存しない社会を築いていこうという多くの国民の意見を無視するものであり、原発の安全性は絶対に確保しえないという福島第一原発事故の現実を顧みない全く無責任な政策であるといわざるを得ない。

ちなみに、脱原発を表明している諸外国のベース電源としては、風力（ドイツ）または水力（スイス）発電が重視されている。再生可能エネ

ルギーについて、ドイツでは現在すでに35%に達し、アラブ首長国連邦（UAE）も2050年に44%の目標を掲げている。

将来のベース電源の在り様は、より自然エネルギーに向けられ、そこそが国家百年の大計にふさわしい。

8 原発の「安全性の確保を大前提に」するのであれば、それは、福島第一原発事故のような事故を再び起こさないために、再稼働を前提とする政策ではなく、国内の全原発を安全かつ確実に廃炉とするための方針を策定すべきであり、これ以上、将来世代に禍根を残さないよう、責任をもって福島第一原発事故の収束を最優先に図り、原発稼働ゼロの社会を目指すことを決断すべきである。

2018年6月14日

自由法曹団  
団長 船尾 徹